

# 安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例

令和8年3月19日

条例第7号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、安房郡市広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 組合の給水区域は、安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業の設置等に関する条例(令和8年条例第6号)第2条第2項に規定する区域とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために組合の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、水道事業管理者の権限を行う理事会(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、組合においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、組合は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人を変更した場合も、同様とする。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第16条 使用水量は、組合のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

3 メーターの位置が管理上不相当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させなければならない。

4 管理者は、受水槽の設置者から受水槽以下に接続する装置の各戸給水契約の申込みがあったときは、申請者の負担により受水槽に接続する装置に、管理者のメーターを設置しなければならない。

5 前項の施行に関する事項については、管理者が別に定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金、手数料及び給水申込納付金

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、共用給水装置を共用する者の選定した管理人は、当該共用給水装置を共有する者の料金を取りまとめて管理者に納付しなければならない。

(料金)

第23条 料金は、1月につき別表第1に定める区域及び料金により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額(以下「消費税の額等」という。)を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、前月分を含め2箇月分を一括算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

3 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、翌月に繰り越して計算する。

(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) その他管理者が定めるとき。

(共用給水装置の水量の認定)

第26条 共用給水装置の水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めたときは、各世帯の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 当該月の使用日数が15日以下の場合 別表第1の基本料金の2分の1の額と従量料金の合計額に消費税の額等を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 当該月の使用日数が15日を超える場合 第23条の規定によって算定して得た額とする。

2 前項の場合の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者は、必要があるときは、2箇月分をまとめて徴収することができる。

2 第27条の規定による場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第30条 手数料は、別表第2に定める区分の金額に次の各項の定めに応じて、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

2 設計審査手数料は、第7条第2項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の設計審査に対する手数料として、その指定給水装置工事事業者から徴収する。

3 工事検査手数料は、第7条第2項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の工事検査に対する手数料として、その指定給水装置工事事業者から徴収する。

4 開栓手数料は、給水装置の新設の場合を除き、申請者からの申請による開栓に対する手数料として、別表第2の金額に消費税の額等を加算した額をその申請者から徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 5 指定給水装置工事事業者登録手数料は、第7条第1項の規定による指定に対しての手数料として、その指定給水装置工事事業者から徴収する。
- 6 指定給水装置工事事業者更新手数料は、第7条第1項の規定による指定の更新に対しての手数料として、その指定給水装置工事事業者から徴収する。
- 7 各種証明手数料は、申請者から徴収する。

(給水申込納付金)

第31条 給水装置の新設又は改造(使用するメーターの口径を増径する場合に限る。以下この条において同じ。)をしようとする者は、別表第3に掲げる区分に従い同表の金額に消費税の額等を加算した額を給水申込納付金として管理者に納入しなければならない。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合において、改造しようとする者の給水申込納付金は、新口径に係る給水申込納付金と旧口径に係る給水申込納付金の額の差額とする。

- 2 第28条第1項に規定する者に係る給水申込納付金については、前項に規定する給水申込納付金の2分の1の額とする。
- 3 既納の給水申込納付金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(料金、手数料及び給水申込納付金等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、給水申込納付金及びその他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく第24条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場  
合において、警告を発してもなお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。
- (3) 第5条第1項の承認を受けないで給水装置が設置されたとき。

(過料)

第37条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金、第30条の手数料又は第31条の給水申込納付金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者  
(料金を免れたものに対する過料)

第38条 理事会は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金、第30条の手数料又は第31条の給水申込納付金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(組合の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

### (委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(水道事業の編入に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、水道事業の廃止前の鴨川市水道事業給水条例(平成17年鴨川市条例第146号)、南房総市水道事業給水条例(平成18年南房総市条例第205号)若しくは鋸南町水道事業給水条例(平成10年鋸南町条例第4号)又は解散前の三芳水道企業団給水条例(平成10年三芳水道企業団条例第3号(以下これらを「市町及び企業団の条例」という。))の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした鴨川市又は鋸南町の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお鴨川市又は鋸南町の条例の例による。
- 4 第23条の規定は、施行日以後の最初の計量による料金から適用する。
- 5 第27条に規定する特別な場合における料金の算定の規定は、令和9年4月1日から適用し、施行日から令和9年3月31日までの期間に係る特別な場合における料金の算定については、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額に消費税の額等を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
  - (1) 館山市及び南房総市の区域 別表第1に規定する基本料金に当該月

の使用日数に応じた率を乗じて得た額とし、使用日数が15日以下の場合は同表に規定する基本料金の2分の1の額と従量料金の額との合計額とし、使用日数が15日を超える場合は同表に規定する額とする。

(2) 鴨川市の区域 別表第1に規定する基本料金の額に2分の1を乗じて得た額と従量料金の額との合計額をもって料金とし、使用水量が1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。また、用途に変更があったときは、その月における使用日数の多い用途の料率（その使用日数が等しいときは、変更後の用途の料率）を適用する。

(3) 鋸南町の区域 月の中途であっても料金は1か月分として算定し、口径又は用途に変更があったときは、使用日数の多い口径又は用途の料率により算定し、その使用日数が等しい場合は変更後の口径又は用途の料率によって算定する。

6 第30条の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料から適用する。

7 第31条の規定は、施行日以後の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る給水申込納付金から適用する。

8 施行日の前日までに市町及び企業団の条例の規定により認定されたメーターは、第16条に規定する組合の水道事業のメーターとみなす。

別表第1(第23条、第27条関係)

水道料金表

(1) 館山市の全域及び南房総市の一部（富浦地区・三芳地区）

給水装置の 用途	メーターの口 径	基本料金		従量料金 (1 <sup>m</sup> につき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	820円	1 <sup>m</sup> から8 <sup>m</sup> まで 90円
	20ミリメートル		1,580円	9 <sup>m</sup> から20 <sup>m</sup> まで 220円
	25ミリメートル		2,300円	21 <sup>m</sup> から40 <sup>m</sup> まで 270円
	30ミリメートル		3,160円	41 <sup>m</sup> から100 <sup>m</sup> まで 320円
	40ミリメートル		5,760円	101 <sup>m</sup> から500 <sup>m</sup> まで

	ル			360円
	50ミリメートル		8,800円	501m <sup>3</sup> 以上 430円
	75ミリメートル		21,500円	
	100ミリメートル		35,200円	
	150ミリメートル		68,200円	
臨時用		なし	一般用と同じ額	1m <sup>3</sup> につき 430円

(2) 南房総市の一部（富山地区・白浜地区・千倉地区・丸山地区・和田地区）

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	なし	820円	1m <sup>3</sup> から8m <sup>3</sup> まで 90円
	20ミリメートル		1,580円	9m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで 220円
	25ミリメートル		2,300円	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで 270円
	30ミリメートル		3,160円	41m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで 320円
	40ミリメートル		5,760円	101m <sup>3</sup> から500m <sup>3</sup> まで 360円
	50ミリメートル		8,800円	501m <sup>3</sup> 以上 430円
	75ミリメートル		21,500円	
臨時用		なし	一般用と同じ額	1m <sup>3</sup> につき 430円

## (3) 鴨川市の全域

給水装置の 用途	メーターの 口径	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメー トル	8m <sup>3</sup> まで	1,510円	9m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで 220円
	20ミリメー トル		1,750円	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで 250円
	25ミリメー トル		3,860円	41m <sup>3</sup> 以上 300円
	30ミリメー トル		5,185円	
	40ミリメー トル		9,990円	
	50ミリメー トル		14,610円	
	75ミリメー トル		33,010円	
共用	13ミリメー トル	8m <sup>3</sup> まで	1,510円	1m <sup>3</sup> につき 220円
	20ミリメー トル		1,750円	
	25ミリメー トル		3,860円	
	30ミリメー トル		5,185円	
	40ミリメー トル		9,990円	
	50ミリメー トル		14,610円	
	75ミリメー トル		33,010円	
浴場営業用		8m <sup>3</sup> まで	1,540円	1m <sup>3</sup> につき 170円

臨時用	8m <sup>3</sup> まで	一般用の 口径別基 本料金欄 に定める 額に2,000 円又はそ の口径別 基本料金 の2分の1 のいずれ か高い額 を加えた 額	1m <sup>3</sup> につき 350円
私設消火栓	8m <sup>3</sup> まで	3,500円	火災の場合 無料 火災以外の場合 1m <sup>3</sup> につき 450円

(4) 鋸南町の全域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)
		水量	料金	
一般用	13ミリメートル	8m <sup>3</sup> まで	1,874円	9m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで 223円
	20ミリメートル		1,934円	21m <sup>3</sup> 以上 337円
	25ミリメートル		1,964円	
	30ミリメートル		2,054円	
	40ミリメートル		2,074円	
	50ミリメートル		3,124円	
	75ミリメートル		4,824円	

	ル			
	100ミリメートル		5,624円	
一般大口用	13ミリメートル	100m <sup>3</sup> 以上の 場合	24,864円	1m <sup>3</sup> につき 251円
	20ミリメートル		24,924円	
	25ミリメートル		24,954円	
	30ミリメートル		25,044円	
	40ミリメートル		25,064円	
	50ミリメートル		26,114円	
	75ミリメートル		27,814円	
	100ミリメートル		28,614円	
船舶用	13ミリメートル	なし	150円	1m <sup>3</sup> につき 232円
	20ミリメートル		210円	
	25ミリメートル		240円	
	30ミリメートル		330円	
	40ミリメートル		350円	
	50ミリメートル		1,400円	
	75ミリメートル		3,100円	

	ル			
	100ミリメートル		3,900円	
臨時用	13ミリメートル	なし	150円	1m <sup>3</sup> につき 584円
	20ミリメートル		210円	
	25ミリメートル		240円	
	30ミリメートル		330円	
	40ミリメートル		350円	
	50ミリメートル		1,400円	
	75ミリメートル		3,100円	
	100ミリメートル		3,900円	

別表第2(第30条関係)

手数料金額表

手数料の名称	単位	金額
設計審査手数料	1件につき	2,000円
工事検査手数料	1件につき	4,000円
開栓手数料	1件につき	4,000円
指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	20,000円
指定給水装置工事事業者更新手数料	1件につき	15,000円
各種証明手数料	1件につき	350円

別表第3(第31条関係)

給水申込納付金区分表

使用するメーターの口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	240,000円
25ミリメートル	370,000円
30ミリメートル	530,000円
40ミリメートル	1,000,000円
50ミリメートル	1,500,000円
75ミリメートル	3,800,000円
100ミリメートル	6,500,000円
150ミリメートル	13,950,000円